

## (印 紙 税)

### 宗教法人も印紙税の納税義務があります。

印紙税は、日常の取引に伴って作成される一定の文書に課税される税金で、例えば、消費貸借に関する契約書、請負に関する契約書、金銭の受取書（領収書）など、印紙税法で規定する 20 種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書（課税文書）が課税の対象となります。

#### 1 納税義務者

印紙税の納税義務は課税文書を作成した時に成立し、課税文書の作成者が、その作成した課税文書について印紙税を納める義務があります。

#### 2 宗教法人が作成する主な文書の取扱い

宗教法人が作成する文書の取扱いについて例を挙げれば、次のようになります。

##### ① 墓地使用契約書・承諾書

宗教法人が墓地の使用を承諾し、これに対し相手方が使用料を支払うことを約する文書は、第1号の2文書（土地の賃借権の設定に関する契約書）に該当します。

##### ② 工事（修繕）請負契約書

寺院等の工事や修繕などを請負業者に委託する契約書は、第2号文書（請負に関する契約書）に該当します。

※ 請負とは、当事者の一方（請負者）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいいます。

##### ③ 領収証

宗教法人が作成する領収証には印紙税は課税されません。

(注) 印紙税は文書に記載されている個々の内容について課税文書に該当するかどうかの判断を行います。このため、例示した①のような名称の契約書であっても、その記載内容によっては、課税文書に該当しない場合もあります。

#### 3 印紙税の納付方法

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙を貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります。

印紙税の一般的な事柄や手続については、国税庁ホームページに掲載のパンフレット「[印紙税の手引](#)」をご覧ください。